



◆平成28年(2016年)3月20日発行
◆座間市広報広聴人権課編集
〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>
☎ : <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

「夢」がカタチに

「キャンプ座間の一部」
約5.4ヘクタール「返還

誘致病院完成 いよいよ開院

(社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス)

※詳細は、4面をご覧ください。



返還地の様子 (平成28年2月9日撮影)



返還前の様子 (平成23年4月22日撮影)



「キャンプ座間 返還跡地」の 有効活用に向けて

座間市長 遠藤 三紀夫

いよいよ市民の悲願である「座間総合病院」が開院されます。市では、この度のキャンプ座間の一部約5.4ヘクタールの返還地における本市の「改訂キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」に基づく一連の取り組みを進めてまいりました。これには、防衛省のご理解、ご協力のもと進め、この度、返還が実現し、大きな節目を迎えました。市が誘致した民間病院建設にあたっては、日米の共同使用という前例のない手法を使わせていただき、とりわけ、現地米軍をはじめとした在日米軍にも大変なご理解をいた

だきました。また、財務省におかれても、民間病院に対して国有地の転貸制度を活用できるよう取り計らっていただくなど多大な理解と協力をいただきました。その他、神奈川県などにも多大なご協力をいただき、各関係機関には、深く感謝を申し上げます。本事業も実現まであと一歩になりました。今後も返還跡地の有効活用に向け着実に取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

担当

特定政策推進室
☎ 046(2552)8307
☎ 046(2555)3550

市民の大きな願い「座間総合病院」の開院がもう目前に迫っています。この「座間総合病院」の開院の実現までには、困難な道のりがあり、これまで、市としてもさまざまな取り組みをし、乗り越えてきました。

「座間総合病院」は、市内にある米軍基地「キャンプ座間」の土地の一部(キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部)が返還された場所に建設されています。

この基地の一部の土地が返還されるにあたり、返還後の跡地をどのように有効活用していくのかを検討し、取り組みを進めてきました。

そこで、「座間総合病院」の開院を前に、特に病院の開院までと基地の返還に関するこれまでの取り組みをクローズアップし、経過を振り返りつつ、このキャンプ座間返還地の今後をご紹介します。

基地の返還

在日米軍基地は、日米安全保障条約および日米地位協定に基づいて、国が米軍の使用に供するために、施設などを提供しています。

基地の返還は、米軍の使用状況を考慮し、「在日米軍から日本国政府へ返還される」ため、基本的には、地方自治体などが返還地を利用しようとする場合、国の「国有地処分、返還財産の処理方針」に基づき、「国から時価相当額で買い取る」ことになっています。



南関東防衛局長から返還報告を受ける市長 (平成28年2月29日)

これまでの取り組みと成果など

国との協議機関の設置

キャンプ座間一部返還は、世界各国に駐在している米軍を再編する動きの中で、在日米軍が駐在する日本国でも、平成18年5月に再編の方向性を示した「再編実施のための日米ロードマップ」が両国連名で発表されたことから始まります。その中で、米陸軍第一軍団司令部（前方）のキャンプ座間への移駐およびキャンプ座間の一部土地約1・1ヘクタールの返還がまず示されました。以降、米陸軍第一軍団司令部のキャンプ座間への移駐を巡っては、国と市の間でさまざまな取り組みが行われました。その結果として、国は、この米軍再編が基地機能強化であること、市民にとって新たな負担となることを認めた上で、キャンプ座間の恒久化解消策と負担軽減への方策として、その「確認書案」を市に提示しました。これを市が受け入れ、平成20年8月8日に国との間で「確認書」を締結し、国と市が対等の立場で協議を行える場として、「キャンプ座間に関する協議会」が設立されました。

跡地利用計画の諮問

こうした経過を受けて公募による市民を含む市の附属機関「座間市基地返還促進委員会」を30年ぶりに立ち上げ、「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の利用計画」について、諮問を行い、さまざまな角度からの5回におよぶ審議がなされました。その結果、市民からの要望が強い救急病院を含む、病院誘致ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンの大きく三つのゾーンに分けた返還跡地利用計画図がまとめられ、平成22年11月9日に市が答申を受けました。この答申を尊重し、市は「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」を策定しました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を機に、従来からの大きな課題であった市消防庁舎の建て替えについてもこの際、早急に対応しなければならぬとの考えから、新消防庁舎を跡地に建設することに加え、基本構想を改訂したい旨を「座間市基地返還促進委員会」に伝えました。意見を求めたところ、同意していただき、病院誘致ゾーン、新消防庁舎ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舎ゾーンなど大きく四つのゾーンに分けた「改訂キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」を平成24年1月30日に策定しました。以後、この利用構想に基づき、病院誘致を始めとした返還跡地の有効活用に向けさまざまな取り組みを進めてきました。

日米間での返還の合意

一方、平成23年10月31日に開催された日米合同委員

金の有効活用を図ることに

有財産の有効活用」について通達が出されました。当初、社会福祉施設にその活用が限定されるものでしたが、平成22年11月18日に市、関東財務局、南関東防衛局の3者で協議を行う場が設けられ、この制度の転貸の枠組みを、この度の返還跡地への民間病院施設に對しての適用の要請を行い、協議を重ねた結果、平成22年12月21日に財務省の特段の

理解を得られて市の要望が受け入れられる形で、約1カ月という極めて短期間のうちに、医療施設を対象とした国有地の定期借地権の活用が認められました。この制度を採用する事例としては、全国初のケースとなるもので、注目を集めるものでした。また、それにより、用地を購入するための莫大な財政支出をすることから市の計画ゾーンを含む返還地全体の粗造成を国が行うことなど軽減策を求めてきました。国（防衛省）

には、市の要望を受け入れ、返還地全体の粗造成工事を行うことや防衛省所管の補助

に開催された日米合同委員

日米合同委員会とは？

国と米国の間で、米軍の取り扱いを定めた「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（通称、日米地位協定）を履行するために、日米相互間の協議を必要とする全ての事項を協議するための日米両政府間の機関。基地の返還や米軍への国からの施設提供などが協議・合意されます。

返還前の工事着手

平成28年春の病院開業の実現のためには、誘致病院の建設工事に一刻も早く着手する必要があります。その方策として、平成25年5月2日、陸上自衛隊家族宿舎の建設について、日米合同委員会が共同使用による正式返還前の着工が認められていたことから、市が誘致する病院の民間事業者による病院建設についてもそれと同様に正式返還前の工事着手を認めることを「キャンプ座間に関する協議会」の協議の中で要望し、協議を重ねた結果、防衛省と在日米軍、特に現地米陸軍の格別の理解があり、平成26年6月26日に日米合同委員会で、極めて異例となる共同使用による民間病院建設ができることと合意されました。そして、キャンプ座間に返還予定地の一部における病院建設の共同使用について、政府の閣議決定を経て、平成26年10月14日に国から「提供国有財産の一時使用許可」が出されたことと、平成26年11月4日に「座間総合病院」の工事着手がされました。

新消防庁舎の建設

今回、返還された約5・4ヘクタールの土地については、病院の他、新消防庁舎の建設、公園の整備、市道の整備、陸上自衛隊家族宿舎の建設が計画され、進められています。新消防庁舎は、庁舎建設に係る実施設計が完了し、財務省から消防用地の購入を行った後、平成29年度中の完成を目指して取り組んでいます。

平成21年10月28日に、この「キャンプ座間に関する協議会」において、国からすでに示されているキャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部約1・1ヘクタールに加えて、日米間の検討の過程を踏まえ、最大の「返還候補地」案として、約4・3ヘクタールの追加が示され、合計約5・4ヘクタールの返還が提示されました。これと同時に、国として、この追加的返還候補地約4・3ヘクタールの中に陸上自衛隊家族宿舎を建設したい旨の申し入れがありました。



追加返還が提示された後の第4回代表幹事会に臨む市長（平成23年1月28日防衛省にて）

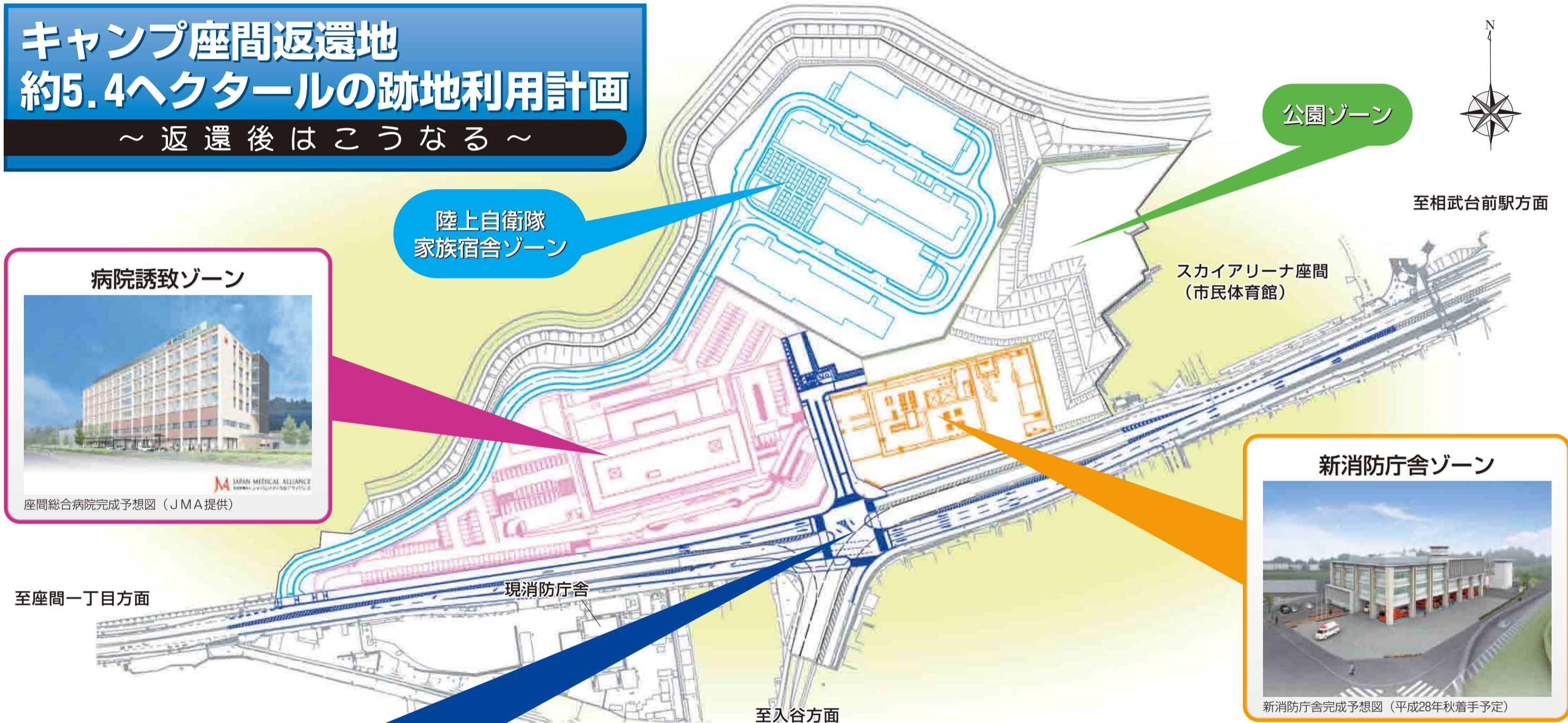
平成22年6月18日に国財務省から新たな政策である「新成長戦略における国有地の転貸

国有地の転貸

平成22年6月18日に国財務省から新たな政策である「新成長戦略における国有地の転貸

キャンプ座間返還地 約5.4ヘクタールの跡地利用計画

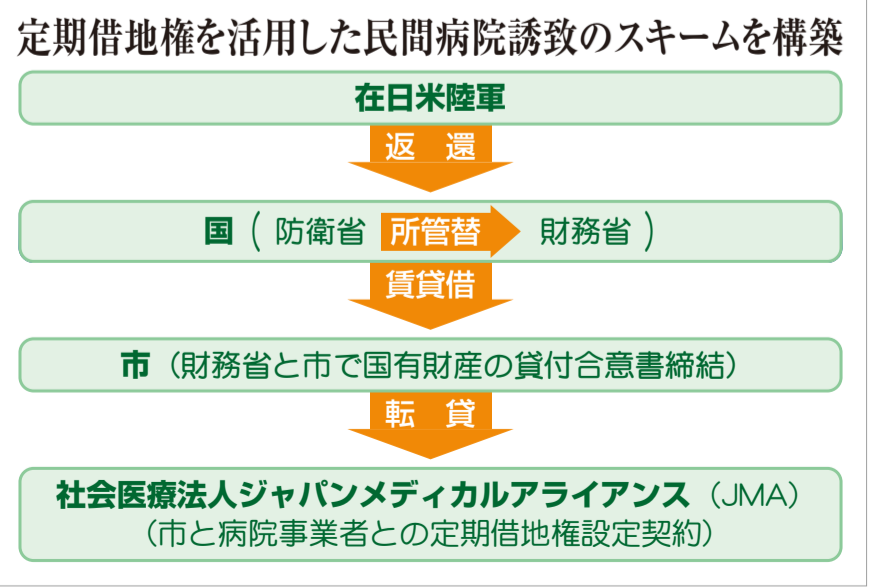
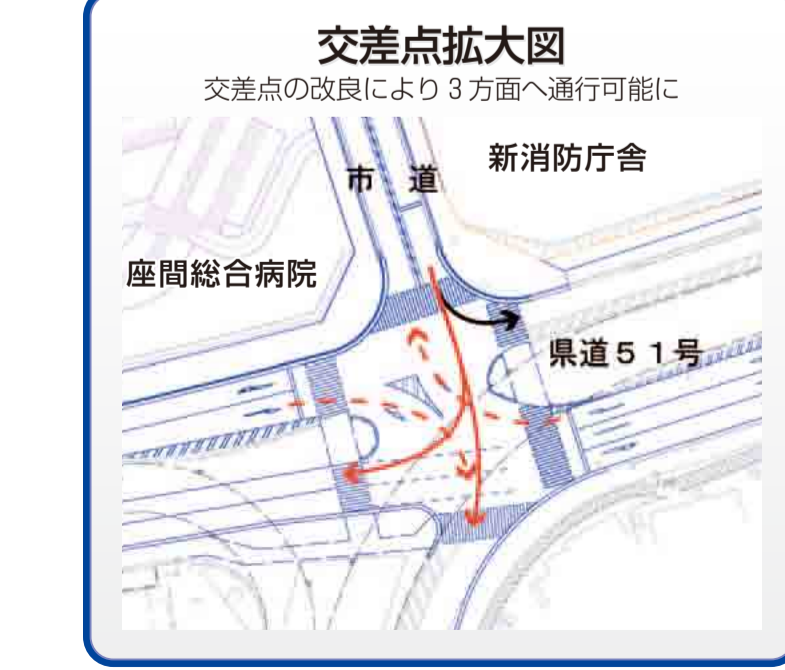
～返還後はこうなる～



座間総合病院完成予想図（JMA提供）



新消防庁舎完成予想図（平成28年秋着手予定）



4月オープン座間総合病院

外来診療は4月4日(月)から

病床352床 (一般病床235床、療養病床117床)

担当 医療課 ☎046(252)7295 046(252)7043

診療科目

内科(総合診療科)、消化器内科、糖尿病内科、循環器内科、神経内科、漢方内科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科、リウマチ科

センター 人工関節・リウマチセンター

診療時間

(外来診療は4月4日(月)から)
月曜～金曜日 午前9時～、午後2時～
土曜日 午前9時～(午後休診)
日曜日、祝・休日 休診(救急対応あり)

コールセンターによる電話予約(救急などは除く)

☎046(251)8000 ※4月1日(金)から運用開始。

アクセス

○住所 相武台1-50-1

○駐車場 247台収容

○専用シャトルバス 座間市役所・相武台前駅北口出発



※4月4日(月)から運行開始。

座間総合病院の姿

救急当番に参加

座間総合病院は、開設時から救急の当番に参加することとしています。これにより、従来より救急の協力をしていただき、市の救急を担っている相模台病院、相武台病院と連携して、市が最も重視する救急患者の市内3救急病院での市内受入率80パーセントの実現を目指します。

また、座間総合病院の事業者が経営する海老名総合病院と連携することで、幅広い医療提供が可能となります。

診療科目は19科目

診療科目は開設時から19科目が設置されます。中でも、総合診療科は、原因のはっきりしない発熱や食欲不振、体重減少など、診療科を特定できない患者に対し、総合的見地から内科診療を行う科です。患者の病状に応じて専門各科へ案内し、的確な医療が提供されます。また、その総合力を活かし、救急においても中心的な役割を担い、救急患者をできる限り対応することを目的としています。

脳卒中・虚血性心疾患への対応

高度な医療を必要とする脳卒中・虚血性心疾患患者

救急車の適正利用を

緊急性の低い要請が多発すると、生死にかかわる傷病者の要請に対して救急車の到着が遅延してしまい、救える命を救うことができなくなってしまう。救急車の適正利用にご協力ください。

これまでの歩み

◆きっかけは市民の声

病院誘致のきっかけは、市民からの声でした。平成22年に行われた第四次総合計画の地域懇談会の中で「何とか病院を作ってもらえないか」という要望が数多くありました。当時、市内病院の閉院・移転により、救急搬送のうち、実に74パーセントが市外に搬送される状況でした。そうした中で、キャンパス座間チャペル・ヒル住宅地区の一部返還が現実のものとなり、返還予定地への病院誘致事業がスタートしました。

◆病床確保という課題

病院誘致には病床の確保という非常に大きな壁がありました。当時、県央二次保健医療圏は病床過剰地域であり、新しい病院を開設することはできませんでした。市は、平成22年12月に厚生労働大臣に「病床過剰地域の撤廃等についての要望書」の提出をはじめ、誘致実現のためにさまざまな働きかけを行いました。この働きかけが県の理解を得て、平成25年3月に県保健医療計画が改定され、高度救命救急センターのない県央二次保健医療圏に対して

病床が示されました。その後、平成26年3月28日に県央地区に示された235床の病床が、座間総合病院に配分されることが決定されました。こうして、病床確保という大きな課題を乗り越え、病院誘致が大きく前進しました。

◆公募・事業者の決定

病床の確保という課題に取り組み一方で、誘致病院が早期に着工できるよう、公募への取り組みも並行して行いました。平成23年8月に医療関係者を交えた「座間市病院誘致協議会」を設置し、公募条件や病院の選定方法について5回にわたる協議が行われ、「座間市病院公募要領」を作成しました。

平成25年4月11日から公募を開始し、4事業者から応募がありました。この中から最も適当な病院事業者を選定するため、庁内委員



誘致病院選考委員会答申書受領の様子

◆覚書・協定・その後

その後、「(仮称)座間総合病院開設に向けた連絡協議会」を設置し、JMAと座間総合病院の詳細を定める覚書および協定書の内容を協議しました。平成25年10月3日にJMAと「病院の開設及び運営に関する基本的な事項に関する覚書」を締結しました。

また、平成26年7月15日に開設日・病床規模・診療科目などの事項を定めた「病院の開設及び運営に関する基本協定」を締結し、座間総合病院の姿がより具体的なものとなりました。

平成26年12月1日に座間総合病院の開設許可が県知事から出され、平成28年2月29日には返還予定地が正式返還されました。

数多くの保健・医療・福祉関係団体の協力の下、病院誘致事業は前進することができました。そして平成28年4月、座間総合病院が遂に開設されます。



主な選考理由は、①安定した経営基盤②海老名総合病院との連携による虚血性心疾患、脳卒中などへの対応③市が望む300床規模の総合的病院の実現に向けた極めて具体的な増床の提案などでした。これを受け、平成25年8月26日にJMAを病院事業者として決定しました。



JMAとの協定締結の様子